

I センターの概要

1. 設置目的

市民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項に規定する施設として設置。

消費者啓発・消費生活相談・情報の収集と提供・消費者の自主活動の支援等、総合的な消費者施策を実施。

(1) 名称

伊丹市立消費生活センター

(2) 所在地

伊丹市宮ノ前2丁目2番2号 伊丹商工プラザ1階

TEL：072-772-0261（事務）

072-775-1298（相談専用）

FAX：072-775-3811

(3) 利用時間

〈開館時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

〈相談時間〉 月曜日～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時15分

〈休日〉 土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）



消費生活センター
（伊丹商工プラザ1階）

2. 沿革

昭和47年	4月	消費生活センターの設置および管理に関する条例の制定 市民福祉部 消費生活センター（消費生活係）
昭和48年	1月	消費生活センター 社会経済会館内に開所
昭和49年	4月	組織改正により経済労働部に変更 消費生活センター（消費生活係）
昭和55年	4月	組織改正により生活文化部に変更 消費生活センター（消費生活対策係）
昭和61年	6月	文化会館内へ移転（社会経済会館の廃止による）
平成2年	4月	組織改正により市民文化部 女性・青少年課 消費生活センター
平成6年	4月	組織改正により生活環境部 生活創造課 消費生活センター
平成7年	12月	労働福祉会館内へ移転（伊丹市立文化会館の改築による）
平成11年	5月	中央3丁目3番9号へ移転（労働福祉会館の改築による）
平成12年	4月	組織改正によりみどり環境部 生活創造課 消費生活センター
平成13年	4月	組織改正によりみどり環境部 消費生活センター 市民福祉部 市民課 中央分室業務が消費生活センターに移管 伊丹商工プラザ（宮ノ前2丁目2番2号）へ移転 愛称：くらしのプラザ
平成18年	4月	組織改正により市民部 消費生活センター
平成21年	12月	消費生活センターの設置および管理に関する条例を消費生活センター条例に改正
平成23年	4月	組織改正により市民自治部 まちづくり室 消費生活センター
令和4年	4月	組織改正により市民自治部 市民サービス室 消費生活センター

3. 組織（令和5年8月1日現在）

市民自治部市民サービス室消費生活センター

所長1名、事務職員3名

消費生活相談員6名

市民課分室業務担当職員6名

4. 事業と経費

(1) 消費者啓発事業 (2, 696千円)

○消費生活講座の実施

- ・くらしの講座
- ・中学校への出前講座
- ・ライフステージ別消費者トラブル防止講座
- ・小学生向け消費者トラブル防止講座
- ・消費生活サポーター養成講座

等

○情報の収集と提供

- ・市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載
- ・コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発ちらしを同封
- ・メールマガジンの配信
- ・市内の学校へくらしの豆知識の配付
- ・訪問販売お断りステッカーの配付
- ・市内転入者へ啓発リーフレット等を配付
- ・神戸新聞への記事掲載
- ・ホームページによる啓発
- ・デジタルサイネージによる啓発
- ・消費生活情報コーナーを活用した啓発
- ・啓発パンフレット等の作成

等

(2) 消費生活相談事業 (17, 420千円)

- 消費生活相談員による相談受付・苦情の処理のあっせん

(3) 消費者団体活動支援事業 (269千円)

- 伊丹消費者協会の活動支援

(4) 消費生活センターの管理運営 (6, 793千円)

合 計 27, 178千円

II 事業概要

1. 消費者啓発事業

(1) 消費生活講座等の実施

①講座、講演会

開催回数： 6回

受講者数： 115人

	開催日	内容	講師	参加者数
1	令和4年 5月14日	消費者月間記念講演会 「スマホやネットに潜むキケン ～仕組みを知って被害を防ごう」 月間統一テーマ「考えよう！大人になるとできること、気を付けること ～18歳から大人に～」	県人権啓発アドバイザー 篠原 嘉一氏	31人
2	令和4年 7月16日	小学生向けお金の講座 「おかねミーティング1」	株式会社マネイク ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	小学生15人 幼稚園 3人 保護者 8人
3	令和4年 7月23日	小学生向けお金の講座 「おかねミーティング2」	株式会社マネイク ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	小学生 9人 保護者 2人
4	令和4年 11月12日	休日消費生活講座 「フリマアプリってなあに？」 (地方消費者行政強化交付金推進事業)	ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美氏 竹内 香織里氏	13人
5	令和4年 11月26日	休日消費生活講座 「知って防ごう！ネットに潜むキケン」 (地方消費者行政強化交付金推進事業)	県人権啓発アドバイザー 篠原 嘉一氏	26人
6	令和4年 12月23日	法律ゼミナール 「キャッシュレス決済トラブル」 (地方消費者行政強化交付金推進事業)	神戸さきがけ法律事務所 弁護士 上田 孝治氏	8人



知って防ごう！ネットに潜むキケン



おかねミーティング



フリマアプリってなあに？

②中学校等への出前講座

消費生活センターの消費生活相談員が赴き、「契約」や「成年年齢の引き下げ」等について、実際の相談事例を交えながら解説。

開催回数：19回

受講者数：712人

対象		受講者数(人)
東中学校3年生	7クラス	261
北中学校2年生	6クラス	248
荒牧中学校2年生	5クラス	199
市民後見人講座 受講生		4



中学校の出前講座



市民後見人講座

③ライフステージ別消費者トラブル防止講座

ライフステージに合わせた内容の講座を実施。

すごろくや替え歌等を取り入れ、悪質業者の手口や対処法を学ぶ、参加型の講座。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数：6回

受講者数：139人

委託先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）



悪質業者に強くなる講座

	対象	メニュー	受講者数(人)
1	昆陽寿楽会	悪質業者に強くなる講座	27
2	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	成長と共に「危ない！」は変わる	12
3	光明町女性部	成年年齢の引き下げについて	10
4	伊丹市連合婦人会	知って得するくらしの諸制度	14
5	伊丹市シルバー人材センター東ブロック	悪質業者に強くなる講座	61
6	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	成長と共に「危ない！」は変わる	15

④小学生向け消費者トラブル防止講座

夏休み期間を利用し、児童クラブを対象に講座を実施。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数： 6回

受講者数：185人

委託先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）

	対象者	メニュー	受講者数(人)
1	瑞穂児童クラブ	元気モリモリ朝ごはん(食育)	35
2	瑞穂児童クラブ	元気モリモリ朝ごはん(食育)	30
3	緑ヶ丘児童クラブ	Let'sトライ商売！本日開店 “たこ焼き屋さん”(金銭教育)	30
4	緑ヶ丘児童クラブ	Let'sトライ商売！本日開店 “たこ焼き屋さん”(金銭教育)	30
5	天神川児童クラブ	元気モリモリ朝ごはん(食育)	30
6	天神川児童クラブ	元気モリモリ朝ごはん(食育)	30



消費者トラブル防止講座

⑤消費生活サポーター養成講座（公募型協働事業・市民提案型）

地域での消費者トラブルにいち早く気づき、消費生活センターへつなぐ役割を担う消費生活サポーターを養成する講座を令和2年度から実施。（地方消費者行政強化交付金推進事業）

開催回数：3回（令和4年10月29日、11月12日、12月3日）

場 所：伊丹商工プラザ、スワンホール

受講者数：のべ16人

委 託 先：NPO法人C・キッズ・ネットワーク（消費者教育推進団体）



消費生活サポーター養成講座

(2) 情報の収集と提供

①市広報紙「広報伊丹」にコラム掲載

相談の多い事例を「消費生活Q&A」と題して市広報紙に掲載。

掲載号	内容
令和4年 4月15日号	成年年齢が引き下げられました
6月15日号	ご存知ですか？訪問販売お断りステッカー
8月15日号	買い物は契約です
10月15日号	令和3年度消費生活センターの相談状況
12月15日号	使っていないあなたも巻き込まれる？～キャッシュレス決済トラブル～
令和5年 2月15日号	ネットの通信販売～取消権ができました～

②コープこうべの宅配夕食に高齢者向け啓発ちらしを同封

高齢者が安心して消費生活を営めるよう支援することを目的として、伊丹市、尼崎市、宝塚市と生活協同組合コープこうべが連携。高齢消費者の被害防止に係る啓発活動に取り組むため、平成25年3月21日に協定を締結。

平成25年4月より、コープこうべが実施している夕食用の弁当宅配サービス「まいくる」に、月1回、啓発ちらしを添付。

令和4年度は4,270枚(3,092世帯)配布。

年度	配布枚数	延べ世帯数
平成25年度	1,775枚	1,350世帯
平成26年度	1,930枚	1,385世帯
平成27年度	2,590枚	1,710世帯
平成28年度	2,694枚	2,069世帯
平成29年度	2,983枚	2,402世帯
平成30年度	3,199枚	2,364世帯
平成31年度	3,487枚	2,702世帯
令和2年度	3,754枚	2,836世帯
令和3年度	3,841枚	2,935世帯
令和4年度	4,270枚	3,092世帯



啓発ちらし付宅配夕食弁当

③メールマガジンの配信

平成25年7月より「伊丹市消費生活情報メールマガジン」の配信を開始。

令和4年度は34回、延べ56,925人に配信。

年度	号数	延べ配信人数
平成25年度	1～32号	4,529人
平成26年度	33～65号	12,541人
平成27年度	66～97号	17,182人
平成28年度	98～131号	25,111人
平成29年度	132～166号	30,892人
平成30年度	167～196号	33,156人
平成31年度	197～223号	34,707人
令和2年度	224～249号	49,457人
令和3年度	250～281号	56,032人
令和4年度	282～315号	56,925人

④市内の学校へ啓発冊子の配付

令和4年10月 市内17小学校、8中学校、特別支援学校、市立高校へ「2023年版くらしの豆知識」を配付。

⑤職員研修会で啓発パンフレットの配付

令和4年8月24日 荒牧中学校、天神川小学校、荻野小学校合同職員研修会 商工プラザ6階 「スマホトラブル防止ルールブック」120部



2023年版くらしの豆知識

⑥訪問販売お断りステッカーの配付

令和元年7月から、市まちづくり推進課に加え、市民課支所分室、人権啓発センターに配置し、希望者に配付。



訪問販売お断りステッカー

⑦市内転入者へ啓発リーフレット等を配付

平成26年9月から、市内転入者へ消費生活センター案内リーフレット、訪問販売お断りステッカー、啓発冊子を配付。

⑧神戸新聞への記事掲載

神戸新聞社が神戸新聞朝刊に月2回掲載している「消費者トラブルQ&A」に記事を提供。

掲載記事：副業・儲け話のトラブルに注意！

掲載日：令和4年9月28日

⑨ホームページによる啓発

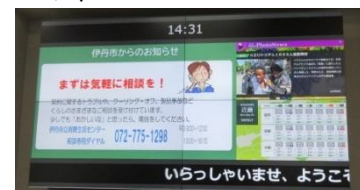
消費者トラブルの事例や消費者関連法律等を取り上げた消費者啓発情報のほか、戸籍の謄抄本、住民票の写し等の発行や、市税等の収納を行う市民サービスコーナーについての情報提供。



消費生活センターHPへ

⑩デジタルサイネージによる啓発

令和4年12月から、市役所新庁舎内のデジタルサイネージにより、「消費生活センター 消費生活相談のご案内」を掲示。



⑪消費生活情報コーナーを活用した啓発

消費者トラブル事例やイベント情報等の掲示、消費生活に関する様々なリーフレットの配置等、タイムリーな情報を自由に入手できる消費生活情報コーナーを常設。



消費生活情報コーナー

⑫啓発パンフレット等の作成

啓発パンフレット等を作成し啓発に活用。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 1から学ぶ消費者のこと | 1,750部 |
| (2) みんなで防ぐ高齢者のトラブル | 1,500部 |
| (3) ネット通販トラブルにご用心 | 2,000部 |
| (4) スマホトラブル防止ルールブック | 3,000部 |
| (5) スマホを使うときはこんなことに注意しよう! | 2,500部 |

